

報告第4号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第2号	平成28年3月1日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成28年2月9日、養父市別宮地内で発生した市道管理瑕疵の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 6,513円 (相手方) [Redacted] [Redacted]

承認第1号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

専決第4号

養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定の専決処分について

養父市行政組織の改編に伴い、養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成28年4月20日

養父市長 広瀬 栄

記

養父市条例第30号

養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

（養父市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第1条 養父市特別職報酬等審議会条例（平成16年養父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部総務課」を「企画総務部総務財政課」に改める。

（養父市企業等審議会条例の一部改正）

第2条 養父市企業等審議会条例（平成16年養父市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第6条中「産業環境部商工振興課」を「産業環境部商工観光課」に改める。

（養父市私立学校審議会条例の一部改正）

第3条 養父市私立学校審議会条例（平成19年養父市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画総務部総務課」を「企画総務部総務財政課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

承認第1号 養父市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務財政課</u>において処理する。</p>

第2条 養父市企業等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(事務) 第6条 審議会の事務は、<u>産業環境部商工振興課</u>において行う。</p>	<p>(事務) 第6条 審議会の事務は、<u>産業環境部商工観光課</u>において行う。</p>

第3条 養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務課</u>において行う。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務財政課</u>において行う。</p>